

事業承継を考えているけど
良い人がいない…

営業強化したいが
人材がいない…

幹部が退職
代わりになる人材がいない…

財務経理、人事、総務
のプロが欲しい…

新規事業、海外展開、
事業再構築

社長の右腕、CxO、
工場長…



経営人材採用のご相談は 金融機関まで

御社の経営課題の解決を図れる大手企業出身の経営人材を、
REVICareer（レビキャリ）で探してみませんか？



REVICareer レビキャリ の3つのポイント

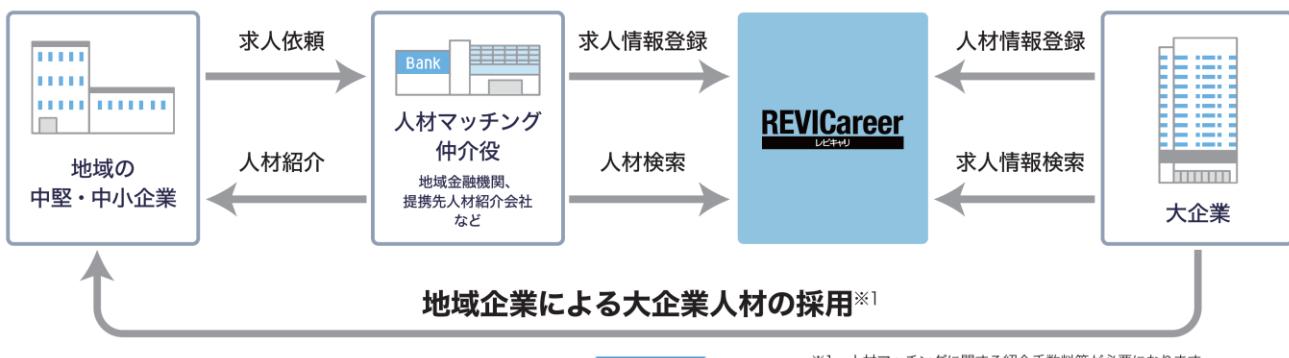
- 1 最大450万円の給付金
- 2 全国5000人超の大企業出身者が登録
- 3 全国の中堅・中小企業約250社以上が活用



➡➡➡ REVICareerの活用のご相談は、全国200を超える
REVICareer登録金融機関まで



▶ イメージ図



採用した地域企業の申請に基づきREVICから給付金支払

地域企業経営人材確保支援事業給付金とは

地域の中堅・中小企業が、REVICareerに登録する人材を、給付要件を満たす条件で採用した場合には、**最大450万円**の給付金を受給できる制度です。^{※2}

※2 給付対象企業は、資本金10億円未満かつ常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人に限ります。

いわゆる「みなし大企業」や国、地方公共団体の出資がある法人等は除きます。

詳細は、特設サイトの「給付対象企業・給付要件」(<https://www.revicareer.jp/doc/employ/target.pdf>)をご覧ください。



▶ 給付金制度の概要

	転籍型	兼業・副業型		在籍出向型
		雇用契約型	請負契約型	
大企業との雇用関係等	大企業を退職	大企業と雇用契約を継続（大企業の業務にも従事）		大企業と雇用契約を継続
経営人材の要件	年収500万円以上 ^{※3}	要件なし		要件なし
給付金額	雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に支払われる給与等の100分の30（上限450万円）	雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に支払われる給与等の100分の30（上限200万円）		出向期間又は2年間のいずれか短い期間に支払われる地域企業負担分の100分の30（上限200万円）
雇用等の契約期間	1年以上	3か月以上		3か月以上
給付金申請時期	雇用期間又は任期が開始した後	雇用期間又は任期が開始した後	契約が適正に履行されたことが検査又は確認され、報酬の金額が確定し支払われた後	雇用期間又は任期が開始した後
申請期限	給付申請が可能になる日後、6か月以内			

※3 「雇用開始時に60歳以上」かつ「下記28県が「勤務地」」になる場合は要件が「年収450万円以上」になります。
下記28県以外の都道府県においては、要件は「年収500万円以上」になります。

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

（令和5年賃金構造基本統計調査を基に決定。今後同調査の動向等を踏まえて対象地域を見直すことがあります。）

給付金を受給するには、給付要件を満たすことが必要です。

詳細は、特設サイトの「給付金について」(<https://revicareer.jp/employ/subsidy/>)をご覧ください。

地域企業経営人材確保支援事業給付金の詳細は[こちらから](#)▶



本事業に関するご相談は、お取引のあるREVICareer登録金融機関にお願いします

REVICareer (レビキャリ) 事務局

運営会社：株式会社地域経済活性化支援機構 (REVIC)
E-mail : info-shugyo@revic.co.jp

REVICareer登録金融機関

鳥取銀行 法人コンサルティング部 人材紹介担当 (☎0857-37-0274)
こうぎんキャリアデザイン 人材紹介部 (☎0852-55-4404)
島根銀行 企業支援室 (☎0852-24-1278)

本事業は、REVICが実施・運営する金融庁・経済産業省の補助事業です。